

令和5年度名張市斎場残骨灰処理業務委託仕様書

1. 業務概要

名張市斎場から発生した残骨灰（集じん灰を含む）を収集運搬し、六価クロム等の有害物質の除去処理（以下「中間処理」という。）を行った後に、適切に整備された最終処分地に埋却する。

2. 収集場所

名張市斎場 三重県名張市滝之原4538番地2

3. 業務期間及び業務量

業務期間：契約日から令和6年3月31日まで

業務量：令和5年3月16日から令和6年3月15日までに発生した残骨灰

4. 業務及び処理基準

(1) 収集運搬業

ア 名張市斎場において発生する残骨灰について、回収を3ヶ月に1度（6月、9月、12月、3月）とするが、発生する残骨灰の量により臨機応変に対応すること。

イ 取り扱いについては、不敬にあたることのないよう丁重に行うこと。

ウ 運搬車両について、幌等の設備がある車両を使用し、飛散防止対策を講じること。

エ 火葬業務に支障のないよう収集運搬日を事前に連絡すること。

オ 作業終了後は、保管場所および搬出経路の清掃及び整理を行うこと。

(2) 処理基準

ア 人体と動物の残骨灰に区分して収集及び処分すること。

イ 公害の発生や違法行為等がないよう適正に業務を行うこと。

ウ 処理された人灰及び動物灰は、遺族の感情に配慮し、寺院等に埋葬又は納骨し、丁重に供養を行うこと。

エ 残骨灰の処理から発生した有価物（金属屑等）は、受注者の所有とし、受注者は、その量を記録し保管の際には廃棄物と区分すること。

(3) 業務報告

ア 収集毎の業務完了報告書

イ 収集毎の残骨灰の処理から発生した有価物（金属屑等）の種類等

ウ 収集毎の有害物質等の検出量（各種検査結果等）

エ 収集毎の残骨灰の納骨予定日

5. 委託料の支払い

すべての業務終了後、受注者からの請求により支払いするものとする。

6. 令和4年度火葬実績

人体（死産児を含む） 1,279件 胞衣物等 23件 小動物 1,244件

「受託資格に基づく事前提出書類」について

【受託資格について】（※以下①②を満たしていただく必要があります）

- ① 東海圏内（三重・岐阜・静岡・愛知）、近畿圏内（大阪・奈良・和歌山・滋賀・京都・兵庫）又は北陸圏内の一部（福井・石川）に人灰・動物灰を埋蔵及び供養する最終処分地（永代供養契約も含む）を有すること
- ② 残骨灰等処理業務に係る有価物（金属屑等）取扱実績を記載した業務報告書及び有害物質等検査報告書を業務委託履行完了時に提出が可能であること

★事前提出書類一覧★

- (1) 搬出、搬送及び保管方法を説明した書類（写真添付）
- (2) 中間処理を行う施設の名称、住所、建物全景写真及び土地の登記簿謄本の写し（借地の場合は、土地所有者との土地賃貸借契約書写し）
- (3) 中間処理の工程（工程ごとに写真を添付）・処理方法・分別した物の処分先を記載した書類（処分相手方を示す契約書等を添付）
- (4) 最終供養施設（人体・小動物）の慰霊設備に係る写真及び永代供養証明の写し
- (5) 最終供養施設での慰霊（お参り）を望む遺族の方に対する最終供養施設の場所及び連絡先等を記載した案内書